

令和元年 10 月 28 日

第 11 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和元年10月28日(月) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員8名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員  
中村委員 山口委員 笹岡委員 谷脇(裕)委員  
(推進委員7名) 青木委員 森田委員 谷脇(督)委員 森光委員  
中平委員 谷本委員 市川(孝)委員
4. 欠席委員 (推進委員1名) 鍋島委員
5. 出席職員 (事務局4名) 国広局長 坂本次長  
橋本係長 盛光主幹
6. 議 案 議案第1号 非農地証明について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 【1】農地の時効取得について
8. その他

開会宣言	市川会長 只今から令和元年第 11 回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は第 11 回の総会です。よろしくお願いいたします。本日は 9 番 鍋島委員より欠席の連絡をいただいておりますので報告いたします。
議 長	市川会長 今回の議案は少ないですが、慎重にご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは日程第 1 議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にないようでしたら、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採 決	(異議なし) 多数。
議事録署名	市川会長 ご異議なしとすることですので、本日の議事録署名人は 7 番 谷脇督央委員、8 番 森光博委員よろしくお願いいたします。
議 長	市川会長 それでは日程第 2 の議事に入らせていただきます。議案第 1 号非農地証明について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第 1 号、非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 10 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。  (1) 申請者 住 所 ○○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 1 件 (2) 申請受理面積 田 484 m <sup>2</sup> 畑 9.91 m <sup>2</sup> 合計 493.91 m <sup>2</sup>  番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○○ ○○○○ 土地の所在地 須崎市多ノ郷字西谷甲 3391 番 3 土地の表示 地目 田 面積 45 m <sup>2</sup> 土地の所在地 同 甲 3391 番 4 土地の表示 地目 田 面積 271 m <sup>2</sup>

	<p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字清末甲 3338 番</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 9.91 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字見晴畝甲 3454 番</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 168 m<sup>2</sup></p> <p>事 由 西谷甲 3391 番 3 は、昭和 37 年頃より倉庫として使用しており、西谷甲 3391 番 4 も、昭和 40 年頃より倉庫・作業場として使用、清末甲 3338 番については平成 2 年頃、急傾斜対策工事が行われており、それぞれ非農地化している。見晴畝甲 3454 番は、昭和 30 年頃より山林化しており、農地として使用できる状態ではない。</p> <p>確認委員 中西 修 市川 孝夫</p>
議 長	市川会長 それでは確認委員さんの、ご意見をお願いいたします。
意 見	14 番 中西委員（農業委員） 市川孝夫委員と現地を確認してきました。先ほどの事務局の説明のとおりです。ただ 3391 番 4 が一部家庭菜園として使用されている状況でしたが、我々としては、全く問題はないと判断いたしました。
審 議	市川会長 以上ですが、この件について何かご質問ないでしょうか。ないようでしたら、どなたかこの件についてご意見をお願いします。
意 見	8 番 森光委員（推進委員） 原案承認
審 議	市川会長 はい、原案承認ということでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 10 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住 所 ○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 他 2 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 363 m<sup>2</sup> 畑 1055.91 m<sup>2</sup> 合計 1418.91 m<sup>2</sup></p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○ 譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内立目摺木字上ノ奥 87 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 280 m<sup>2</sup> 土地の所在地 同 117 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 228 m<sup>2</sup> 合計 2 筆 面積 (m<sup>2</sup>) 508 m<sup>2</sup> 事由 贈与 耕作面積 (a) ○○ a 稼働力 (人) ○/○</p> <p>番号 2 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○ 譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○ ○○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字西谷甲 3390 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 363 m<sup>2</sup> 事由 贈与</p>



	<p>第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託については適用ありません。第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。第5号の下限面積は、問題ありません。第6号転貸にも該当しません。第7号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上、すべての案件について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われます。</p> <p>番号3番の申請について補足説明をします。お手元の農地所有適格法人についての印刷物をご覧ください。農地所有適格法人とは農地法で規定された呼び名で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人です。農地所有適格法人になるためには、農事組合法人、合同会社、合名会社、合資会社または株式会社（株式の譲渡制限を行うもの）で、農地法に規定された一定の要件（事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）を満たす必要があります。また農地所有適格法人は毎年、事業の状況等を農業委員会に報告しなければなりません。</p> <p>今回申請のあった〇〇〇〇は〇〇年から農地所有適格法人になっており、法人として農地も所有していて、今回農地〇筆を売買により取得するとのこと。譲受人の経営面積は現在〇〇aですので、下限面積は上回っております。</p> <p>続いて農地法第3条第2項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>第1号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号は農地所有適格法人です。第3号信託については適用ありません。第4号農作業常時従事については、法人ですので適用がありません。第5号の下限面積は、問題ありません。第6号転貸にも該当しません。第7号地域調和ですが、取得後は露地野菜の栽培を行うとのことですので、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。</p> <p>議 長 市川会長 それでは、関係委員さん意見をお願いします。</p> <p>意 見 6番 森田委員（推進委員） 番号1の〇〇さんの〇〇が亡くなってからは、譲受人の〇〇さんが申請地の管理をしていましたので、問題はないと思います。</p>
--	--

審 議	<p>15 番 市川（孝）委員（推進委員） 番号 2 の申請は、〇〇への贈与ですので、特に問題はないと思われます。</p> <p>14 番 中西委員 番号 3 の申請地は〇〇の〇〇の上にある家を購入したところ、農地がついていたので、耕作するために 3 条の申請をしたということです。</p> <p>市川会長 お聞きのとおりでございますが、この件について何かご質問ご意見はございませんでしょうか。別に問題ないようですが、この件についてどなたかご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>10 番 中平委員（推進委員） 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん 他 2 件、先ほど十分審議をいたしましたところ、問題ないとのことでしたので、許可を与えたいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長 別に問題ないということで、許可を与えることにご異議ございませんでしょうか</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないとのことですので、許可を与えることと決定いたします。 続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 議案第 3 号、農用地利用集積計画について（諮問）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。令和元年 10 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊のとおり。</p>
議 長	<p>市川会長 補足説明をお願いします。</p>



補足説明	<p>盛光主幹</p> <p>それでは別冊についてご説明いたします。農用地利用集積計画書（案）、令和元年度第4号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。令和元年10月28日須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p> <p>整理番号 31-11 31-12</p> <p>利用権設定等を受ける者</p> <p>住所氏名 ○○○○ ○○○○</p> <p>農作業従事日数 365日</p> <p>経営耕地面積 農地 1206 m<sup>2</sup></p> <p>利用権設定等面積 農地 2365 m<sup>2</sup> ( 31-11 1193 m<sup>2</sup> / 31-12 1172 m<sup>2</sup> )</p> <p>合計農地面積 3571 m<sup>2</sup></p> <p>農作業従事者 農業専従者 ○名 (内 15歳以上 60歳未満の者○名)</p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>31-11</p> <p>利用権の設定を受ける者 ○○○○ 生年月日 ○○○○</p> <p>利用権の設定をする者 ○○○○ 生年月日 ○○○○ (○○○○ 名義)</p> <p>聴取確認欄</p> <p>1. 通作距離 1 km～10 km</p> <p>2. 権利の種類 賃借権設定（通年）</p> <p>3. 借受人の分類 個人 世帯員</p> <p>4. 貸付人の分類 個人</p> <p>5. 中核農家の該当の有無（借受人） 有</p> <p>6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望</p> <p>7. 経営規模（農地面積） 借人 0.3ha 未満 貸人 1.0～1.5ha</p> <p>8. 経営改善計画の認定の有無（借受人） 無</p> <p>31-12</p> <p>利用権の設定を受ける者 ○○○○ 生年月日 ○○○○</p> <p>利用権の設定をする者 ○○○○ 生年月日 ○○○○</p>
------	--

(○○○○ 名義)

聴取確認欄

1. 通作距離 1 km～10 km
2. 権利の種類 賃借権設定 (通年)
3. 借受人の分類 個人 その他
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無 (借受人) 有
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模 (農地面積) 借人 0.3ha 未満 貸人 0.3～0.5ha
8. 経営改善計画の認定の有無 (借受人) 無

31-11 利用権を設定する土地

所在 須崎市下分字新田甲 1290-2

現況地目 畑 面積 1193 m<sup>2</sup>

設定する利用権 内容 茗荷

期間 令和元年 11 月 1 日～令和 15 年 10 月 31 日 14 年間

借賃 ○○

借賃の支払方法 ○○○○

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

31-12 利用権を設定する土地

所在 須崎市下分字新田甲 1291-1

現況地目 畑 面積 1172 m<sup>2</sup>

設定する利用権 内容 茗荷

期間 令和元年 11 月 1 日～令和 15 年 10 月 31 日 14 年間

借賃 ○○

借賃の支払方法 ○○○○

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

利用権を設定する者以外の権限者等

○○○○ ○○○○

利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

受付番号 31 - 11、31 - 12 ですが、借受人が同じであるため、併せて説明します。借受

	<p>人の主たる経営作物は茗荷で、構成員は〇名、うち〇名が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についてですが、31-11には所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。31-12には所有権以外に第4号に規定する権利を有する者は〇名、うち〇名の同意を得られており、対象農地について〇〇〇を超える共有持ち分を有する者の同意が得られていることから、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請2件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>この件について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
意見	<p>8番 森光委員（推進委員）</p> <p>議案第3号、農用地利用集積計画について（諮問）、意見を述べさせていただきます。今回、十分な審議をした結果、承認したいと思います。</p>
審議	<p>市川会長</p> <p>十分な審議の結果、特に問題もないので、承認し答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>別に問題もないようですので、議案第3号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認することとし答申したいと思います。</p> <p>それでは、報告事項【1】農地の時効取得について、を議題といたします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>報告事項【1】、農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨の通知を受理したので報告する。令</p>

和元年 10 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

(1) 申請者 住 所 ○○○○  
氏名及び件数 ○○○○ 1 件

(2) 申請受理面積 田 525 m<sup>2</sup> 合計 525 m<sup>2</sup>

番号 1

義務者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○

権利者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○

土地の所在地 須崎市吾井郷字牛王ノ谷乙 1227 番

土地の表示 地目 田 面積 525 m<sup>2</sup>

事 由 登記原因日付 平成 8 年 1 月 1 日

時効取得受付 令和元年 9 月 26 日

閉会宣言

以上で議案は終わりましたが、その他の件で何かございませんか。ないようでしたら、以上で第 11 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 2 時 50 分

その真正なることを証して署名する。

議 長

7 番

8 番